

令和4年度第1回区政モニター会議

性的指向や性自認など性のあり方

～多様性を認めあう社会の実現～

北区多様性社会推進課

本日の内容

- ① 多様な性のあり方
- ② 性的少数者の人権
- ③ アライについて
- ④ 国や地方公共団体の取組

① 多様な性のあり方

性を構成する4つの要素

【身体の性】 身体的・生物学的特徴

【性自認】 自認する性・心の性

【性的指向】 好きになる性

【性表現】 表現する性・社会的性



① 多様な性のあり方



性のあり方（セクシュアリティ）に関する用語

(1) 性的少数者（マイノリティ）とは

性的少数者とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない人又は性的指向が異性に限らない人を言います。

(2) S O G I（ソジ）とは

「S O G I」とは、「Sexual Orientation」（性的指向・好きになる性）と「Gender Identity」（性自認・心の性）の頭文字をとったもので、全ての人の性のあり方（セクシュアリティ）を人権として考えていく際に使われます。

① 多様な性のあり方

(3) L G B T Q+とは

「**L**esbian」 レズビアン 女性同性愛者

「**G**ay」 ゲイ 男性同性愛者

「**B**isexual」 バイセクシュアル 両性愛者

「**T**ransgender」 トランスジェンダー
出生時に診断された性と自認する性の不一致の人

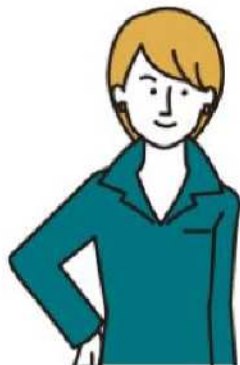
「**Q**ueer」 クィア

「**Q**uestioning」 クエスチョニング 自らの性のあり方を決めない人、定めない人

「**+**」 性のあり方は多様であり、上記以外のすべての性のあり方を表す包括的な意味

① 多様な性のあり方

わたしは
男と女の
真ん中あたり
にいます



わたしは
男でも
女でもない
と思っています



わたしは男か女か
決められないし
決めたくないです



わたしは
男と女
どちらも自分だ
と思っています



出展 法務省人権擁護局 多様な性について考えよう

② 性的少数者の人権

性的少数者は「いない」のではなく
「見えていない」だけです。

「自分の周りに性的少数者はいない」と思っている人は少なくありませんが、実際は、職場・知人・友人・家族の付き合いの中で、誰もが性的少数者の方々に接している可能性があります。

仮に「自分の知人には性的少数者はいないから、自分ごととして考える必要はない」と思っていたとしても、単に気づいていないだけかもしれません。

② 性的少数者の人権

企業等によるLGBT等に関する調査の一例

実施者	調査時期	対象及び手法	結果
日本労働組合総連合会	平成28年6月	全国の20歳～59歳の有職男女1,000人を対象に実施したインターネット調査	LGBT等（性的マイノリティ）当事者は8%
電通ダイバーシティ・ラボ	平成30年10月	全国の20歳～59歳の個人6万人を対象に実施したインターネット調査	LGBT層に該当する人は8.9%
株式会社LGBT総合研究所	平成31年4月～令和元年5月	全国の20～69歳の個人42万8,036人を対象に実施したインターネット調査	LGBT・性的少数者に該当する人は約10.0%

日本労働組合総連合会「LGBTに関する職場の意識調査～日本初となる非当事者を中心に実施したLGBT関連の職場意識調査～」

電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」

株式会社LGBT総合研究所「LGBT意識行動調査2019」

② 性的少数者の人権

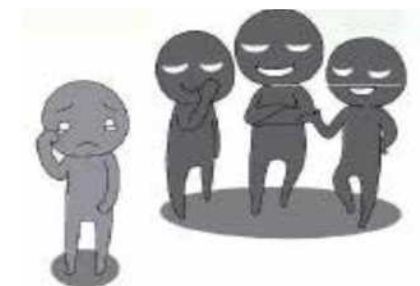
性的少数者へのいじめや差別は人権問題です。

○性的指向や性自認は多様であることを理解する。

○自分のまわりに性的少数者がいると思って行動する。

○固定観念、先入観、偏見を持たずに行動する。

○必要な範囲を超えて詮索はしない。



② 性的少数者の人権



カミングアウトとアウティングについて

○カミングアウト（公言）

カミングアウトとは、本人が、LGBTQ+の当事者であると他人に伝えることを言います。

○アウティング（暴露）

アウティングとは、本人の許可なく、その人の性的指向や性自認について他人に暴露することです。

アウティングは本人のプライバシーを侵害するばかりでなく、人権侵害問題であり、許されない行為です。

② 性的少数者の人権



※1 性自認を自分の意志で変えることは困難

性自認とは、その人が好んで選択するわけではありません。

身体の性別に違和感を 持つこと自体は精神疾患ではないとされています。

また、医学的にも性自認は治療によって変えることはできません。

※2 トランスジェンダーに起こり得る精神的・身体的な影響

身体の性と性自認が一致していないトランスジェンダーは、自認する性と身体の違和感に悩むだけでなく、周囲の視線や、社会生活を営む上での困難等の複合的な原因により、自殺の危険性が高いことが指摘されています。

③ アライについて

アライ（ALLY）になろう

アライとは

「理解者」「支援者」という意味で、性的少数者に対して、理解や支援の意思を持つ人のことを言います。

性の多様性に起因する問題は、理解不足による偏見が、本人の困難や本人の差別につながることが多く、正しい知識を持つことや支援する気持ちを表すことがその困難や不安を解消する手助けになることがあります。

③ アライについて

レインボーフラッグとは

6色（赤・橙・黄・緑・青・紫）の虹（レインボー）は、「LGBTを含め、性の多様性を尊重するという世界共通のシンボル・アイコン」となっています。

虹は、ここからが何色というはっきりとした線引きがされているのではなく、色の変わりぐあいが明確になっていないものであり、「性のあり方」についても同様とされると考えられています。

これらの色を示した旗（フラッグ）やそれに類するものを身に着けたりすることにより、アライであることを表明し、性的少数者も安心することができるとされています。



④ 国や地方公共団体の取組み

国の取組み

- 平成16年7月に「性同一性障害者の性別取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした人は、戸籍上の性別の変更が可能となった。
- 平成28年12月には、総務省から住民基本台帳制度関連の通知が出され、性的少数者に配慮し、性別表示のない「住民票記載事項証明書」や「印鑑登録証明書」の発行が可能となった。
- 令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」（内閣府）において、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることの必要性が示された。
- 令和元年6月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部が改正され、パワーハラスメント防止対策の法制化やセクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されることとなった。

④ 国や地方公共団体の取組み

東京都の取組み

- 平成30年9月に東京都では、多様な性の理解促進と性的指向及び性自認を理由とする不当な差別の解消を規定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を公布・施行した。
- 同条例第5条に基づき、令和元年12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定した。
- 多様な性に関する都民の理解を推進し、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため令和4年11月1日「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設する。



④ 国や地方公共団体の取組み



北区の取組み

- 平成18年7月に「北区男女共同参画条例」を制定し、同条例第10条に基づき、男女共同参画施策を計画的に推進するための行動計画を策定している。
- 令和2年3月に策定した「第6次北区男女共同参画行動計画」では、「性の多様性の理解促進」を課題として掲げ「性の多様性の正しい理解のための意識啓発」「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談体制の充実」等の取組みを推進。
- 人権尊重社会を目指す施策の一つとして、令和4年4月パートナーシップ宣誓制度を開始した。

北区では、誰もがいきいきと輝く生活を送れる社会の実現に向け取り組みを進めています。



ご清聴ありがとうございました。

グループワークのテーマ



「LGBTQに関する正しい知識と理解を
深めるために必要な取組みは」